

令和7年杉並区教育委員会訓令

規則番号	題名
6	杉並区立学校の校長等の併任に関する規程
7	杉並区幼稚園教育職員出勤記録整理規程の一部改正
8	杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正

杉並区教育委員会訓令第6号

教育委員会事務局

学 校

杉並区立学校の校長等の併任に関する規程を次のように定める。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

杉並区立学校の校長等の併任に関する規程

第1条 区立学校（杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校をいう。次条において同じ。）の校長は、その職にある間、区長の事務部局の事務に兼ねて従事するものとする。

第2条 区立学校の副校長は、杉並区立学校の管理運営に関する規則（昭和53年杉並区教育委員会規則第14号）第6条第5項に規定する場合において、校長の職務を代理し、又は行うときは、区長の事務部局の事務に兼ねて従事するものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区教育委員会訓令第7号

教育委員会事務局

学 校

杉並区幼稚園教育職員出勤記録整理規程（平成23年杉並区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月26日

杉並区教育委員会

別表の31の項及び32の項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改め、同表の35の2の項の次に次のように加える。

35の2の2 子育て部分休暇	子育
----------------	----

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員出勤記録整理規程の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事由	表示	事由	表示
1～30 略		1～30 略	
31 子の看護等のための休暇 （1日単位）	子看	31 子の看護のための休暇 （1日単位）	子看
32 子の看護等のための休暇 （時間単位）	子看	32 子の看護のための休暇 （時間単位）	子看
33～35の2 略		33～35の2 略	
35の2の2 子育て部分休暇	子育		
36～54 略		36～54 略	
備考 時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。		備考 時間単位の休暇等の取得については、取得時間数を表示する。	

杉並区教育委員会訓令第 8 号

教育委員会事務局

学 校

杉並区立学校職員出勤簿整理規程（平成 1 2 年杉並区教育委員会訓令甲第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

杉並区教育委員会

第 2 条第 2 号中「規定する職員」の次に「（次号に掲げる非常勤職員を除く。）」を加える。

別表 2 1 の項中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改め、同表中

「	2 9 の 2 介護時間	介 時	を
	2 9 の 2 介護時間	介 時	
「	2 9 の 3 子育て部分休暇	子 部 時間数を 記入する。	に

改める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部改正新旧対照表

新	旧																																						
<p>(定義) 第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 略 (2) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（次号に掲げる非常勤職員を除く。） (3)及び(4) 略 別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 子どもの看護等休暇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 1日単位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 半日単位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 時間単位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22～29 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29の2 介護時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29の3 子育て部分休暇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30～50 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	1～20 略		21 子どもの看護等休暇		ア 1日単位		イ 半日単位		ウ 時間単位		22～29 略		29の2 介護時間		29の3 子育て部分休暇		30～50 略		<p>(定義) 第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) 略 (2) 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員 (3)及び(4) 略 別表（第5条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事由</th> <th style="text-align: center;">表示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～20 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>21 子どもの看護休暇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 1日単位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>イ 半日単位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ 時間単位</td> <td></td> </tr> <tr> <td>22～29 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29の2 介護時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>30～50 略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事由	表示	1～20 略		21 子どもの看護休暇		ア 1日単位		イ 半日単位		ウ 時間単位		22～29 略		29の2 介護時間		30～50 略	
事由	表示																																						
1～20 略																																							
21 子どもの看護等休暇																																							
ア 1日単位																																							
イ 半日単位																																							
ウ 時間単位																																							
22～29 略																																							
29の2 介護時間																																							
29の3 子育て部分休暇																																							
30～50 略																																							
事由	表示																																						
1～20 略																																							
21 子どもの看護休暇																																							
ア 1日単位																																							
イ 半日単位																																							
ウ 時間単位																																							
22～29 略																																							
29の2 介護時間																																							
30～50 略																																							